

財務省告示第五十七号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十五年一月三十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年二月七日

財務大臣 塩川 正十郎

| 一                 | 二                                 | 三                            | 四                                       | 五                    | 六            | 七               | 八     | 九   | 十          | 十一              | 十二        |   |
|-------------------|-----------------------------------|------------------------------|---|----------------------|--------------|-----------------|-------|---|------------|-----------------|-----------|---|
| 名称及び記号            | 発行の根拠                             | 法律及びその条項の適                   | 振替法の適                                   | 用等                   | 発行方法         | 発行金額            | 最低額面金 | 振替単位  | 発行日        | 発行価格            | 利率        | 経過利子の払込み  |
| 利付国庫債券（十年）（第二百五回） | 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項 | 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下 | 「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 | 簡易生命保険特別会計の積立金による引受け | 額面金額で七百七十五億円 | 七百七十八億六千四百二十五万円 | 五万円   | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。 | 平成十五年一月三十日 | 額面金額百円につき百円四十七銭 | 年〇・九パーセント | 郵政事業庁長官は、払込金額に<br>加え、次の算式により算出した<br>金額を第十八号に規定する期日に |

に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{41}{365}$$

十三 初期利子

平成十五年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六个月内に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十四年十二月二十日

十六 償還金額

日本銀行額百円につき百円

十七 元利支

平成十五年一月三十日

十八 払込期日

平成十五年一月三十日